

中部運輸局自動車交通部

令和3年5月20日 14時00分発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部
自動車監査官 藪田、平井
TEL 052-952-8082
中部運輸局 三重運輸支局
輸送・監査担当 渥美、磯野
TEL 059-234-8411

同時発表：三重県政記者クラブ

乗合バス事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対し車両使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者名：三重交通 株式会社
住 所：三重県津市中央1番1号
営 業 所：伊勢営業所（三重県伊勢市神田久志本町1500番地1）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和3年5月20日 20日車（1両×20日間）
処分内容：事業用自動車の車両使用停止

3. 監査端緒

令和2年2月17日（月）～21日（金）及び25日（火）、26日（水）の7日間他において、当該事業者が南伊勢町営バス（南島南勢連絡線）を運行中、途中の「道方」停留所で運行を終了（中断）した旨の報告を受け、当該事業者の伊勢営業所に対し、監査を実施した結果、記4のとおり違反事実を確認。

4. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下の法令違反を確認

- ①事業計画及び運行計画に定めるところに従い、その業務を行っていなかった。
（道路運送法第16条第1項）
- ②主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数	2点
当該事業者の累積違反点数	3点